

高知県教育委員会 会議録

令和元年6月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和元年6月5日(水) 13:30

閉会 令和元年6月5日(水) 15:35

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	国則 勝英
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	戸田 京子
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校課企画監	長岡 辰治
〃	高等学校振興課長	高野 和幸
〃	特別支援教育課長	平石 勝久
〃	生涯学習課長	三嵩 美香
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	保健体育課長	前田 義朗
〃	人権教育課長	西内 清
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 6月定例委員会を開催する。
- 教育次長（総括） (提案説明)
- 教育長 付議第6号及び第7号は、個人の情報を含む議案のため、付議第8号は、高知県議会6月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第1号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄の実施について (人権教育課)】

- 人権教育課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
--	---------

【付議第1号 平成30年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価に関する議案 (教育政策課)】

- 教育政策課長 説明
- 質疑

中橋委員	62ページにある取組③、取組のKPIの※に「犯罪被害者等の人権」を除く9つの人権課題を計画に位置づけている」とあり、同じような記載が128ページにもあるが、犯罪被害者の人権を除いている理由は何か。
事務局	犯罪被害者の人権は学校教育の中で取り扱うのが非常に難しい。学校サイドからの意見もあり、これについては、命の授業などで行っている学校もあるが、学校の指導計画の中に必ず位置付けなければならないということまでは、現実問題として厳しい。ただ、多くの学校で位置付けてやってくれているが、県の指標としては、必ずということにはしていない。
中橋委員	私が被害者団体の理事をしている関係で、これだけが除かれているので気になった。実際、昨年度でも命の大切さを学ぶ教室ということで、この団体が、小中学校12校に赴いて、犯罪被害者の遺族や犯罪被害を担当している警察官を講師としてお話をしてもらったりしている。また、命の出前授業で、小中学校3校に行っている。取り組んでいる学校もあるし、犯罪被害者等の人権は命の大切さを学ぶ、人権の根本的な部分でもあると思うので、これだけを除くというのは、少し引っかけた。

	<p>9つの人権課題を年間計画に位置付けるということは、9つそれぞれの課題を計画に位置付けなければならないのか、同じような内容で重なるところもたくさんあると思うので、これだけを外す必要はないのではないかとと思うが。</p>
事務局	<p>9つの人権課題については、中学校区でということになっているので、例えば、小中学校9年間の中で、人権課題について教科と関連付けたりして、必ず学習する機会を設定するようにお願いしている。ただ、学校の方から、犯罪被害者等の人権について抵抗感が強いという意見があり、例えば交通事故で親を亡くしていたり、実際に犯罪の加害者になった子どもなどがいる学校が非常に多くて、それを必ず取り扱って学習させるということには、少し苦しいという声がある。そのため、これについては、できるだけ学習してもらいたいが、現状は必ずということにはしていない。委員からのご意見もふまえて、検討したい。</p>
中橋委員	<p>154 ページの取組④に関連して、外部指導員を委託して運動部に入れるという流れだと思うが、外部指導員に対するフォローはどのようにされているのか。</p>
事務局	<p>県の研修と学校での研修、県のスポーツ協会の研修がある。それらを複合的に受けってもらうようにしている。</p>
中橋委員	<p>研修を受けた人でないと外部指導員にはなれないということか。</p>
事務局	<p>並行しながらやっている。6月くらいから始まって、年内には終わるような予定になっている。スポーツ協会が9回ほどの色々な講座を用意してくれている。子どものことから技術的なことまでバリエーションのある研修となっているし、学校に入るので学校のサービスのことについての研修を受けてもらうようになっている。</p>
中橋委員	<p>並行してということになると、色々な事情でその研修を受けられないということがあるとどうなるか。</p>
事務局	<p>県の研修は、行ける日を選んで研修を受けてもらうようにしている。あとは学校でやってもらうので、管理職と面談しながら、話をしたりしてやっていくようになる。</p>
教育長	<p>非常勤職員となるので、職員として研修を受けてもらうようになっているので、研修を受けられないということにはならない。外部研修員になるための研修ではなく、なったあとの研修ということになる。非常勤職員で</p>

	あり、職務として受けることになる。
中橋委員	現状の受講率はどうか。順調にしているか。
事務局	これから始まるようになる。学校では管理職の面談等はやっているが、県の研修はこれからとなる。
中橋委員	外部の方となると、今の学校の流れとの意識が違って、古い考えを持っていたり、異なる価値観を持っている人がいると思う。何か問題が起きそうになったときには、校長がどこまで指導できるのかなど、心配なところがある。形として非常勤職員であったとしても、遠慮があったりして、実際の指導や管理監督が行き届かなくなると思えないと思う。その辺りはしっかり回るようにしていってもらいたいと思う。
事務局	現在県立学校には、21名ほどが配置されていて、そのうちの6割から7割は時間講師で学校に入っている職員があわせて兼務でやってもらっている。若い年代層が部活動を指導してくれている。それ以外では、社会人や退職した教員などが入ってくれているが、外部の方は21名中3名となっている。市町村については、まだ把握はできていないが、県立はそのような状況である。
中橋委員	人数を増やす、充実させていくということになると、どんどん外部の方が増えてくると思うので、管理・監督システムをしっかりとっておいてもらいたい。
平田委員	<p>第2期高知県教育振興基本計画は事業にナンバリングをしている。これは大変素晴らしいことだと思っている。</p> <p>今回の資料については、票 No 1 から 63 まであり、高知県教育振興基本計画の事業一覧では 133 までナンバリングがあるかと思う。この2つがうまく連動すれば、大変見やすいのではないかと思った。例えば 10 ページは対策 1-(1) 学校組織マネジメント力を強化する仕組みの構築とあるが、このことは、計画の一覧では 1 から 6 ぐらいで細分化されていると思う。この資料の中に、1 から 6 を入れてもらうと、計画とこの資料の連動性ができるのではないかと思う。</p> <p>10 ページの対策 1-(1) は取組①から⑥までであるが、①は計画の中では、1 と 3 だと思う。具体的に学校経営力向上支援事業と学校コンサルチーム派遣事業と書いているが、ナンバリングがあるので、上手に整理の仕方を考えてもらえれば、読む側がもっと分かりやすいのではないかと思う。</p> <p>あと、11 ページの A 今後の取組のところでは気になる点がある。県版学力調査の結果がうんぬんと書いているが、ここには C の取組の成果・課題に</p>

事務局	<p>書いているように、経営アドバイザーやコンサルチームで成果があがったので、次年度も続けて取り組んでいくとか、課題である学校経営計画や教員の大量退職に向けての研修を充実する必要があるなど、成果と課題を受けての今後の取組を書くべきだと思う。そこを見ていて少し残念に感じた。13 ページの取組③、④については、今後の取組としてはピッタリだと思う。「今後の取組」にばらつきがあるように感じた。今後に生かしてもらえればと思う。その他に、29 ページは「R1 目標値」だと思うが、「H31」がまだ残っている。その辺りも統一してはどうかと思う。</p> <p>総じて、事務局がデータに基づいて、本県の教育を分析しているこの結果はすごいものだと思う。この取組を続けていけば、高知県の教育の未来は明るい展望が見える気がする。このデータを大事にしながら、高知県の教育を振興していただきたい。</p>
教育長	<p>委員からご指摘のあったナンバリングのところだが、我々の反省で、いろいろな番号がついていて、計画自体が太すぎるという根本的な問題がある。少しそこは簡略化して、分かりやすくしたいと思っている。今年度すぐに変えるという訳にはならなかったので、大変申し訳ないが、整理できるようにしていきたい。教育大綱と教育振興基本計画が今年度は改訂になり、来年度新しいものになるので、もう少し見やすく分かりやすく整理していきたいと考えている。</p> <p>また、記述の不十分な点については、我々のチェックが行き届いていない点があり申し訳ないが、確認していきたいと思う。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>昨年度の事業数が 133 で今年度は 137 となっているが、今回の資料についている対策のナンバリングが 63 となっている。事業でもそれぞれ大小があり、小さい事業まですべて議会に報告するかということもあり、すべて出すとなると、番号も合うのかもしれないが、対策の中に細かい事業がいろいろ入っていたりしているので、順に整理していければと思う。</p> <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 2 号 令和 2 年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑 教育長	<p>【質疑等なし】</p> <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p>
----------------	--

各委員 教育長	全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
------------	-------------------------

【付議第3号 令和2年度高知県立中学校入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

木村委員	議会の一般質問での県立と私立の日程をずらすという意見は、子どもたちにチャンスを与えるという趣旨か。
教育長	そうである。私立と公立の両方受験できるような機会を与えてほしいという趣旨だと思う。平成29年度の前教育長の時にも同じような質問があった。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県教育振興施設整備事業費交付金事業に関する議案 (高等学校振興課)】

○高等学校振興課長 説明

○質疑

教育長	事業計画について、教育委員会でお諮りし、町に対して計画を認めたということで、町において今後の作業を進めていく。実施設計はこれからで、その中で具体的な建設内容、建設費用が決まるため、最終的な金額は、現在の額とは違うものになるが、県の交付金は精査した上で、来年度以降支払うということになる。
永野委員	まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、教育の部門で新たに整備事業を作ったということか。
教育長	そうではない。中山間地域の高等学校の活性化に向けて、それに資する事業であり、市町村が行うものに対して支援をしていきたいということで、この新しい助成制度を作った。あくまで市町村が行う事業だが、今回梶原町としては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中において、若者を含めた移住者による人口の増を大きく掲げており、町の活性化につなげていくという計画がある。その計画に、今回の事業である梶原高校の生徒や移住者に入ってもらふ施設を作るとは、整合性がしっかりあるということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略が出てきている。

	<p>単に栲原高校の活性化に資するというのではなく、事業全体が過去に策定した総合戦略の流れにマッチして、方向性も合っているという説明をしていただいている。総合戦略とこのことが直接関わるということではなくて、今回の取組の計画が、町全体の計画に合致した中身であるということが出てきたということである。</p> <p>県教委としては、町の活性化というよりは、教育委員会の事業なので、学校の活性化につながるものについて支援をしていくが、町側としては当然、単に高等学校だけの支援ということだけではなく、町の活性化につながる事業でもある。二面がしっかりあるということで話をいただいている。</p>
永野委員	栲原の他にもあるか。
事務局	市町村の教育長会議等でも説明をしているので、今後考えたいという話はいくつか聞いている。
永野委員	この事業はそのような誘導にもなると思う。来年度は予算が1億3000万円として、これからリクエストが増えてくると金額も事業も少しはボリュームがついてくるということか。
事務局	話があったところに応じてということになる。
教育長	枠としてこの事業があるから、どんどん増えるということにはならないかもしれない。一つ一つの事業について、妥当性や効果を財政当局とは吟味していくことになると思うが、これが第一号として参考にはなると思う。これがベースになって、それぞれの市町村が応援してくれるものが、妥当性や効果がどうかということ、一つずつ査定しながらやっていくということになると思う。
永野委員	学校を軸とした中山間地域の振興に寄与するということは、県立学校が絡まないといけないか。保小中とあるが、やはり県立の学校が絡んではじめて成り立つ事業ということか。
教育長	<p>市町村立となると、基本的に市町村が国から交付金をもらって財政的手当てがされているので、そこに県の予算も入れるとなると、さらに特別な検討を進めないといけない。</p> <p>県立の場合はもちろん建築等施設整備などは県として行っていくべきだが、今回栲原高校の生徒が利用できるものについて、町の方が、その他の目的も含めて整備していただけるということになっている。そのことについては、高等学校側にも非常にメリットがあるということで、こういった事業を中山間地域の学校の活性化に資するというので、新しく事業とし</p>

	て作ったということである。
永野委員	例えば、中芸高校でやりたいとなったら、その関連市町村が協働してやれば、そういうところには、計画の優劣もあるだろうが、話にはのれるということか。
教育長	そういうことである。
永野委員	地方債というのは、あくまで自治体の借金ということか。
教育長	そうである。1億3000万円を県が負担するという話になっているが、通常の補助金では、全体で5億5,000万円のうち、1億3,000万円ということで4分の1ほどの補助金になるが、基本的に地方債を使って整備していただいて、地方債は過疎債を想定しているが、過疎債は起債分の70%が後から交付税措置される。100%充当となれば、30%が実負担となる。その30%の負担のうちの半分を県が支援することになっている。1億3,000万円と全体の4分の1ほどになっているが、施設整備について、町と県が半分ずつ負担しましょうということなので、今年度支払うものではなく、来年度以降に、借金に対して補助をするというようなことになる。
平田委員	中山間地域もたくさんあり、寮の問題など色々出ているので、ぜひ梶原高校で先導的にやっていただいて、県立学校の活性化のために、県教委も声を聞きながらやっていってもらえればよいと思う。
木村委員	交付金名には「教育振興」とあるが、用途としては、高齢者や移住者がこの施設に入るということは構わないということなのか。
教育長	<p>そうである。高校生だけを対象にしている訳ではない。広く移住をしてきた方とかも対象となっている。高校生では、主には野球を梶原高校でやりたいと町外から来る生徒たちが入れるようにと考えられている。今、野球部については実績があって、町外から多くの生徒が来ており、現在野球部には40人ほどの部員がいる。</p> <p>ただ、県の要綱上、該当の高校生が半分以上使えるようになることが助成をするための条件となる。こういった施設を5億円で作って、60人入ることができるのに、高校生が2人だけとかになってしまうと、県教委としても助成することができない。梶原町でいうと、概ね半分以上は梶原高校生が使えるようにしてもらおうということになる。</p>
中橋委員	計画の実施状況は、県教委として把握していくことになるか。

教育長	<p>そうなる。具体的な建物の設計はこれからであり、それに伴って金額の確定もできていないので、計画を承認していただいてから、この事業を認めるという事務的な決定通知を県教委から出す。その後、詳細設計からやっていくことになる。金額も変わってくるので、どういう施設整備をするのか、補助の対象になる、ならないという話が出てくるので、町と連携を密にしながらやっていかなければならない。そうでないと、作ったものの、思いのほか県から補助が出なかったということになるかもしれないので、進捗や整備の内容等をその都度、高等学校振興課と共有していく。</p>
中橋委員	<p>できあがって、計画どおりいっているかという把握はしていくのか。</p>
教育長	<p>そういうことになる。交付金を支出するので、作ったあとは勝手にやってということにはならない。</p>
中橋委員	<p>これを作ることによって、梶原高校の入学希望者が増えて、学校が活性化されるということは、大きな希望で、そうなってもらいたいと思うが、今の少子化の状況からすると、高校の思惑とは別に、入学希望者も増えず、生徒が減って行って、数年後には、そもそもの対象者が1人、2人しかないような状況になってしまった場合に、話が違うということにならないように県教委として把握をしていかなければならないと思う。</p>
教育長	<p>要綱上は、事業実施後何年間かは報告するというようになっていないか。</p>
事務局	<p>毎年度出してもらおうようにしている。</p>
教育長	<p>状況の報告はあるし、そういうことがないように、先ほどお話しした総合戦略があり、町としてはすでに180人程度の移住者を受け入れている。町全体としては、町外から来てもらうということで、色々な施策を打っている。保育料の無償化や医療費の無償化などを総合的にいながら、梶原町に人を呼び込んできているので、その延長にこの事業があるので、建ったあとに人が入らないということにならないようになっているという判断をしている。</p>
木村委員	<p>中山間地域の梶原町での取組が成功することによって、他の中山間地域の見本になっていくことが一番いい形だと思うが、梶原だからできるが、他の地域ではできないということがあるのではないかとも思う。</p>
教育長	<p>梶原には外から人が来ているという実績がある。中山間の人が少ないところに外からたくさん来てくれている。そういうことがあるので、町とし</p>

森下委員	<p>でも、そういう動きができるが、学校の魅力化が一定進んでいかないと、建てただけでは、人が来るということにはならない。やはり魅力化を進めながら、県内・県外から人が来てくれるという状況の中で、話を詰めていかないといけない。</p> <p>知り合いの息子がもう卒業したが、梶原高校の野球部に入っていた。保護者からも、地域の人に育ててもらい、すごく満足していると聞いたことがある。甲子園を目指していたが、残念ながら準優勝だった。</p>
教育長	<p>この建物の中に学習ルームやトレーニングルームを作ることにもなっているので、ぜひそこを活用してもらって、甲子園を目指してもらいたい。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第5号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

木村委員	<p>青少年は何歳までか。</p>
事務局	<p>25歳未満である。</p>
教育長	<p>青少年の根拠は何か。法律で決まっているのではないか。</p>
事務局	<p>条例にある。</p>
中橋委員	<p>25歳未満ということだが、2ページや3ページの利用区分に「その他の青少年」と書かれていても、利用する方をそこまで知っているのだろうか。</p>
事務局	<p>申請書については青少年センターに提出してもらうので、確認するようになる。</p>
中橋委員	<p>あいまいな言葉よりは、25歳未満とか書いている方が分かりやすいのではないか。改正するなら一緒に変えたらどうかと思う。それか注意書きを入れるとか。</p>

事務局	申し込み時に事前に問い合わせがあるので、その時に説明はしているので、これまで特にトラブル等はない。
教育長	青少年センターの利用規定をホームページで書いておけばよいのではないか。その方が親切だと思う。
事務局	分かった。
木村委員	これはそこまでの確に運用されているような感じがしない。社会人サッカーをしているときに、ここでいう青少年もいれば、そこに当てはまらない人もいたが、おそらく青少年扱いで利用していたと思う。特にいくら支払うようにと言われたことはない。
事務局	団体利用の場合は、青少年が何割以上ということになっている。
教育長	目的が青少年の大会といえるかどうかだと思う。青少年の中におじさんがいるということもありえると思う。青少年の利用を目的に作った施設なので、例えば私たちが個人で利用するとなると「一般」扱いとなる。
永野委員	県が条例で決めているのか。
事務局	そうである。
木村委員	例えば県外に住んでいる人でも 25 歳未満なら青少年扱いになるし、県内に住んでいる人でも 25 歳以上なら一般扱いで、いくらかの利用料を払うことになるか。
事務局	住んでいるところは特に関係ない。
中橋委員	一般と青少年では金額も変わるか。
事務局	青少年は基本的に無料である。
中橋委員	そういうことなら、やはり青少年の定義はどこかに書いておいた方がよいのではないかと思う。
事務局	分かった。少し工夫をしてみる。
教育長 各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手

教育長	本事件を原案のとおり議決する。
-----	-----------------

【付議第6号 高知県立図書館協議会委員の任命等議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 令和2年春の叙勲候補者(学校保健功労)推薦議案 (保健体育課)】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案 (高等学校振興課)】

○高等学校振興課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長	渡り廊下の建設費用は、この約5億円の中に入っているのか。
事務局	当初5億円の中に入った形で計上していたが、資材が確保できない関係で工事ができないことになり、途中で切り離している。現在この中には含まれておらず、別途発注することとしている。
教育長	説明の中で、そのことを言わなければならない。それは本体の5億円とは別に契約をするのか。どの業者になるのかはまだ分からないということか。
事務局	入札することになる。
教育長	これとは別にするということか。では、渡り廊下の金額を変更して、減

	<p>額したものが4億9,800万円で、それに昇降機の設置に2,000万円ほどを加えて5億2,000万円になり、5億円を超えるので議会に諮る必要が出てきたということか。専門棟へ行く階段昇降機の工事費が、2,160万円ぐらいということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
中橋委員	<p>これは建て替えの施工中に必要な昇降機ということか。建て替えが全てされたら必要なくなるのか。</p>
教育長	<p>渡り廊下の施工が間に合わなくなり、自分で階段を登り降りすることができない生徒もいるため、昇降機を設置するということである。</p>
事務局	<p>車いすを使用している生徒が2名おり、専門棟の2階に福祉関係の教室がある。本当はそこを使いたいが、工事が終わるまでは教育内容の順番を変更して対応してもらい、昇降機の設置が完成してから実習を行うことになる。本来工事が終了すれば、南舎から来ることはできるようになるが、福祉の授業に昇降機を活用したいと考えている。</p>
中橋委員	<p>渡り廊下は遅れているにせよ、いずれできると思うが、完成後は昇降機は必要なくなるということではなく授業でも使用していくということか。</p>
事務局	<p>引き続き活用したい。</p>
永野委員	<p>今の説明では十分ではない気がする。2階に実習室があって、特別な支援を要する生徒にもともと必要だったということではないのか。</p>
事務局	<p>新館にエレベータがあるので、渡り廊下の工事が終わればそちらを使用してもともと対応はできるようになっている。</p>
永野委員	<p>昇降機は必要なので、その必要性を説明しなければならない。今の説明では不十分である。</p>
木村委員	<p>現契約金額のところの当初契約金額とは何か。</p>
事務局	<p>昨年6月に契約した時点では4億5,600万円となっていたが、その後工事を進めていく段階で、当初の予定と異なることがあった。もともと須崎工業高校の校舎なので、予想以上に躯体が傷んでおり、当初より想定外に費用がかかったため、増額変更して対応していくということである。</p>

中橋委員	渡り廊下の費用を含めた額が、当初4億5,600万円だったのではないか。それが不具合もあり増額し、今回渡り廊下は外して減額になった。その結果が4億9,800万円ということか。増えて減ってこの額になったということではどうか。
教育長	増えて変更契約をしたが、渡り廊下の減額の要素とほかに増額の要素があり、諸々あわせていくと4億9,800万円になったということではどうか。
事務局	そうである。
木村委員	今の説明でいくと、2,168万6,400円増ではないのではないか。もっと増額されているということになるのではないか。4億5600万円から減額した部分があって、そこからどれだけ増額になったかというものがないと、本来の増とはちょっと違うように思う。
教育長	なぜこれが出てくるかという、5億円を超えると県議会に承認をいただく必要がある。今回、現契約から2,100万円を超えることになるので、議会に諮ることになったという説明になるので、こうした記載になっている。本来、5億2,000万円プラス渡り廊下を作る分の上乗せがあるので、施設全体の整備費としては5億2,000万円に、これから渡り廊下を新たに作る分がまた何千万円かいるということになる。渡り廊下は見込みでどれだけかかるのか。
事務局	今年度の当初予算では電気工事などの施工を含めて、およそ2億円となっている。
教育長	もともと議会にかけるといった金額だったということだったのか。渡り廊下も含めて予算を取っていたのだろう。
事務局	当初は5億円以内となっていた。
教育長	しかし2億円のプラスが必要なのではないのか。
事務局	そうである。他の渡り廊下も一緒に発注することや、資材の高騰などの影響もふまえた結果として、金額が上がったということになる。
教育長	その予算はとれているのか。
事務局	はい。渡り廊下は1カ所だけではなく、全部で3カ所ある。

森下委員	階段昇降機はそんなに費用がかかるのか。高齢者福祉の関係で階段昇降機を見ることがあるが、2,000万円もかかるというイメージはなかった。
中橋委員	渡り廊下が施工されていれば、本来は昇降機を設置する予定はなかった。そうであれば臨時的な昇降機でもよい気がする。
森下委員	そこをちゃんとしたものを設置して、その後実習で使いたいということ。
教育長	階段昇降機はどんなものか。
事務局	車いす用の階段昇降機は、スロープの横につけて、上がっていき、階段も曲がるようになっているので、踊り場まで途中一度も降りる必要なく運んでくれるようになっている。
教育長	県庁の正庁ホールの入口にあるようなものか。
事務局	あれは直線だけだが、これは階段も曲がって上がるようになっている。
平田委員	嶺北高校は設置していたように思う。
教育長	車いすの方もいるし、福祉の授業でも実際に使うために、整備するという説明の方がよいと思う。渡り廊下の話になると、今と同じような状況になってしまう。
森下委員	昇降機の設置については、福祉の観点と結びつけて説明した方がよいと思う。
教育長	説明の手順などしっかり考えた方がよい。昇降機が必要だということを全面に出していかないといけない。そうした説明のうえで、渡り廊下の話を出すかどうか、出すことになると思うが、しっかりと考えておかないといけない。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第8号

原案どおり議決